

集団的自衛権行使の何が**問題**か

—「7.1 閣議決定」と立憲主義の**危機**



講師

水島朝穂(みずしま あさほ)氏

早稲田大学法学部教授

集団的自衛権とは？

—行使禁止から行使容認へ？！

—戦争しない国から戦争する国へ？！

何が変わる？わたしたちに何が起きる？

ご一緒に考えてみませんか。

あなたとあなたの大事な人に関わる問題です。

プロフィール 1953年東京都生まれ。早稲田大学大学院博士課程満期退学。法学博士。札幌学院大助教授、広島大助教授を経て、1996年より早稲田大学法学部教授。2004年より法学学術院教授。著書:『現代軍事法制の研究』(日本評論社)、『18歳からはじめる憲法』(法律文化社)、『はじめての憲法教室--立憲主義の基本から考える』(集英社新書)、『戦争とたたかう--憲法学者・久田栄正のルソン戦体験』(岩波現代文庫)、福島重雄裁判長からの聞き取りをまとめた共著『長沼事件 平賀書簡--35年目の証言』(日本評論社)、朝の連続テレビ小説「ごちそうさん」で注目された『検証 防空法--空襲下で禁じられた避難』(法律文化社、共著)など多数。全国憲法研究会代表。14年間、NHKラジオ第一放送「新聞を読んで」レギュラー。HP「平和憲法のメッセージ」(<http://www.asaho.com/>)

12月13日(土)

14:00~16:00 (13:30開場)

宮日ホール 宮崎市高千穂通1-1-33宮日会館11F



※専用駐車場はありません。近くの有料駐車場をご利用下さい。

予約不要・入場無料

しゅうだんてきじえいけん
集团的自衛権。

‘自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、
自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利’(内閣官房HP)

これまで、歴代政府は、自衛隊は、憲法9条の禁ずる「戦力」ではなく、日本が攻撃を受けたときに限って出動する、「自国の防衛」のための「必要最小限度の実力」との理屈で、憲法には違反しないと、他方憲法9条のもとでは、「他国の防衛」のための集团的自衛権の行使は許されないと解釈・説明してきました。ところが政府は、2014年7月1日の閣議決定で、憲法9条のもとでも集团的自衛権の行使は認められると、これまでの解釈・説明を一方的に変更する宣言をしました。

政府は、「憲法の平和主義を、いささかも変えるものではありません」「専守防衛を堅持していきます」「戦争への道を開くものではありません」「日本が戦争に巻き込まれるリスクはなくなっていく」「立憲主義に反するものではありません」などと説明しています(内閣官房HP)。



．．．しかし、本当にそうでしょうか？．．．．．

- 「集团的自衛権」を行使する必要がある、と説明される事例は、「個別的自衛権」の行使で説明できるのではないのでしょうか？個別的自衛権と集团的自衛権は、どう違うのでしょうか？
- 政府は、「憲法の平和主義を変えるものではない」と言いながら、なぜ急いで憲法9条の解釈を変え、「集团的自衛権」の行使を可能にしようとしているのでしょうか？
- 今まで、憲法の制約のためにできないとされてきたことを、できるようにするためではないのでしょうか？
- 米英によるイラク戦争に派遣された自衛隊について、政府が、「非戦闘地域」で施設復旧や給水といった「人道復興支援」しかできないと説明せざるを得なかったのは、憲法9条の制約があったからではないのでしょうか？その歯止めがなくなるのではないのでしょうか？
- アフガニスタン戦争で、英軍は、集团的自衛権を理由に、一緒に米軍の攻撃に参加しましたが、これからは自衛隊が、米軍と一緒に攻撃に参加して、武力行使できるようになるのではないのでしょうか？
- 米国から自衛隊への協力要請があったとき、憲法の制約を理由に断ることが、これからはできなくなるのではないのでしょうか？自衛隊員が、他国で殺したり殺されたりする事態が起きるのではないのでしょうか？
- 憲法に定められた、国民による憲法改正手続きを経ることなく、国会の承認もなく、政府が憲法の解釈を変えてしまっているのでしょうか？政府を縛る憲法を、縛られる政府が勝手に変えてしまっているのでしょうか？
- 秘密保護法、武器輸出の推進、「日本版NSC」など、日本がどんどん軍事国家に向かっていないのでしょうか？
- 紛争、緊張関係を解決するために、集团的自衛権の行使容認は有効なのでしょうか？どうすれば、東アジア・世界の平和を築いていくことができるのでしょうか？日本や日本に住むわたしたちは何をしたらよいのでしょうか？

あなたとあなたの大事な人に関わる問題、ご一緒に考えてみませんか。